

原爆被爆者健康診断（一般検査・がん検診・精密検査）実施要領

1 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条及び同法施行規則第9条

2 定義

(1) 保健所等

事務処理において、鹿児島市居住の被爆者を所管する健康増進課及び管内居住の被爆者を所管する保健所をいう。

(2) 健診

定期健康診断及び希望による健康診断、がん検診、精密検査をいう。

(3) 対象者

被爆者健康手帳所持者、第一種健康診断受診者証所持者、第二種健康診断受診者証所持者をいう。

(4) 実施医療機関

健診実施にあたり、業務委託契約を締結した医療機関をいう。

3 概要

(一般検査・精密検査)

	定期健康診断	希望による健康診断	精密検査
実施時期	・年2回 上半期 7～8月頃 下半期 11～12月頃	被爆者の希望により随時 (定期健康診断以外に年 1回)	7月～12月 (一般検査実施後)
対象者	被爆者名簿（管轄保健所別）及び健康診断受診者証所持者一覧のとおり ※健康診断受診者証所持者のうち第二種健康診断受診者証所持者（一覧の二重線以下9名）は、年1回、一般検査を受診可能。		一般検査受診者のうち、要精密検査者。
実施医療機関	被爆者健診業務委託先のとおり ※一般検査実施医療機関として既に契約締結済みの医療機関		

(がん検診)

実施時期	7月～12月頃
検査項目	胃がん・肺がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・多発性骨髄腫
対象者	被爆者名簿（管轄保健所別）及び第一種健康診断受診者証所持者一覧のとおり
実施医療機関	被爆者健診業務委託先のとおり ※一般検査実施医療機関として既に契約締結済みの医療機関

4 事務処理

(1) 健康増進課は、被爆者、医療機関へ必要な案内を行う。

(2) 健康増進課は、次に掲げる各種支払手続を行うものとする。

ア 委託料

業務委託契約に基づく健診実施に係る委託料について、実施医療機関より下記(ア)～(エ)を受付後、当該実施医療機関に対し、遅滞なく支払手続を行うものとする。ただし、「(ア)」、「(ウ)」、「(エ)」は原本、「(イ)」は写しでも受け付けることとする。

(ア) 問診票

- a 一般健診 別紙様式第1号
- b がん検診 別紙様式第5号(1)～(6)

(イ) 健康診断個人票

- a 一般検査 被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証所持者用別紙様式第2号(1)
- b 一般検査 第二種健康診断受診者証所持者用別紙様式第2号(2)
- c がん検査
別紙様式第6号
- d 精密検査
様式第四号(三)

(ウ) 被爆者健康診断実施報告書

- a 一般検査・がん検査：別紙様式第3号
- b 精密検査：様式第9号

(エ) 請求書

- a 一般検査・がん検査・精密検査：別紙様式第4号

イ 交通費

健診受診（がん検診を除く）に係る交通費について、以下のいずれかの基準を満たす対象者より「交通手当支給申請書」を受付後、当該対象者に対し、遅滞なく支払手続を行うものとする。

- (ア) 自宅から最寄りの実施医療機関までの交通費（経済的な通常経路及び方法による公共交通機関の最下級運賃）を400円以上支出した者
- (イ) やむを得ない事情によりタクシーや自家用車を利用された場合は、県の旅費条例による計算方法により算出した額が400円以上になる者（旅費条例上の最寄りの起点からの距離が概ね片道10km以上の者）

(3) 各保健所は、被爆者、医療機関からの問合せに助言等の対応を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月17日から施行する。